

生きがづくり推進員登録要領

(目的)

第1条 この要領は、生きがづくり推進員設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、生きがづくり推進員の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 要綱第3条の登録の許可に当たっては、公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会理事長（以下「理事長」という。）は次の事項を勘案し、生きがづくり推進員の設置目的に合致しているかを総合的に判断する。

- (1) 申請者が取得している資格
- (2) 申請者が講師等として活動した実績
- (3) 申請者の生涯学習活動の実績
- (4) 申請者の各種大会等での受賞等の実績
- (5) その他参考となる事項

(登録情報の提供)

第3条 公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会が情報提供する登録者の情報は、次のとおりとする。ただし、登録者の了承が得られない場合は、非公開とする。

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 性別
- (4) 登録分野
- (5) 居所の市町村
- (6) 取得資格
- (7) 得意分野
- (8) 活動実績

(登録分野)

第4条 生きがづくり推進員に次の登録分野を置く。

- (1) 歴史文化
- (2) 介護
- (3) 健康スポーツ
- (4) ICT
- (5) 防災
- (6) 外国語
- (7) その他

(登録証の発行)

第5条 理事長は、生きがづくり推進員登録者へ、登録証を発行するものとする。

(登録期間)

第6条 生きがづくり推進員の登録期間は、登録が完了した日から、登録期間満了日までとする。

2 登録期間満了日は、平成23年4月1日を基準に、3年ごとに設定する。

(登録内容の変更)

第7条 生きがづくり推進員登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

(登録の取り消し)

第8条 理事長は、生きがづくり推進員登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から辞退の申し入れがあったとき
- (2) 長期間にわたり理由なく連絡が取れないとき
- (3) 登録者が死亡したとき
- (4) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

(その他)

第9条 その他登録に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年2月1日から施行する。